

ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係

国税庁はHP内タックスアンサーにて、「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」を発表し、取引で生ずる利益が『雑所得』にあたるとの見解を発表しました。仮想通貨についての所得税の取扱いが初めて明らかになりました。

1. 国税庁タックスアンサーNo. 1524「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」

ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。このビットコインを使用することにより生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、事業所得等の各種所得の基となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。

(所法 27、35、36)

2. ビットコインを使用することにより生じる利益とは

売買によりビットコインを日本円等に換金した場合、ビットコインで資産を購入した場合（交換）、別の仮想通貨とのトレードをした場合、ビットコインの採掘をした場合（マイニング）の利益部分（値上がり益等）が課税対象となります。

例)	使用した時の価額	－	購入した時の価額	=	利益
	(物品等の円での価額)				課税対象

取引により得た利益の計算には、ビットコインの取得時の価額が必要となります。

3. 雑所得の取り扱い

雑所得は「収入金額－必要経費」で計算されるため、例えば換金等に手数料がかかるのであればその手数料は必要経費として考えられます。

雑所得は総合課税のため、累進税率が適用されている所得税では、利益が大きくなればなるほど高い税率が適用されます。また、他の所得との損益通算ができず、赤字になった場合は翌年以降への繰越しもできません。

4. 確定申告をしなくてもよい人

ビットコインで利益が生じた場合、原則確定申告が必要となりますが、次の場合は申告が不要です。

(1) 給与の年間収入額が2,000万円以下の給与所得者で以下の場合（ただし、同族会社の役員等でその法人から貸付金の利子や賃貸料等を受け取っている人、災害減免法の適用を受けている人、源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人を除きます。）

- ① 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額（※）が20万円以下の人
- ② 2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額（※）が20万円以下の人
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額（※）が20

万

円以下の人

（※）給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額には、次の所得は入りません。

- ① 上場株式等の酒当や少額当などで確定申告をしないことを選択したもの
- ② 特定口座の源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得で、確定申告をしないことを選択したもの
- ③ 特定公社債の利子で確定申告をしないことを選択したもの
- ④ 源泉分離課税とされる預貯金や一般公社債等の利子
- ⑤ 源泉分離課税とされる担当証券などの金融商品取引商品の収益
- ⑥ 源泉分離課税とされる一時払養老保険の差益（保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年超で5年以内に解約されたもの）

(2) その年中の源泉徴収対象の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人

5. ビットコイン購入時の消費税

以前は8%の消費税が課税されていましたが、平成28年5月の資金決済法の改正により、仮想通貨が「支払手段」と位置付けられ、平成29年7月1日以後の取引より、ビットコインは非課税として取り扱われるようになりました。

(担当：西村 文香)